

告示

埼玉県告示第千四百十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

鴻巣カントリークラブ特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

鴻巣市道川三千百六十四号線と鴻巣市道川三千百七十九号線との交点を起点として、同地点から市道川三千百七十九号線に沿って南東に進み、鴻巣市道H・2号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、県道内田ヶ谷・鴻巣線との交点に至り、同地点から同県道に沿って南西に進み、宮殿落悪水路との接点に至り、同地点から同悪水路に沿って南西に進み、鴻巣市道川千八号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、鴻巣市道川二級百十三号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、鴻巣市道川二級百二号との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、鴻巣市道川三号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、四号落堀悪水路との交点に至り、同地点から同水路に沿って南東に進み、鴻巣市道川三千百六十四号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、起点に至る線で囲まれた区域。（面積百三十六・三ヘクタール）

三 存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器